

災害拠点精神科病院の指定要件の充足状況

事項	適否	摘要
(1) 災害拠点精神科病院として必要な運営体制		
24時間緊急対応し、災害時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制	○	
災害時に被災地からの患者の受入拠点になること。	○	
EMISへの参加及び災害時の入力体制	○	
日本DPATの保有及び派遣機能並びに他の医療機関のDPAT支援受入体制	○	30名の隊員が所属し4隊編成可能（うち2隊日本DPAT）
災害時における食料、飲料水、医薬品、燃料等の優先的供給体制	○	
業務継続計画が整備されていること。	○	
業務継続計画及び災害精神科医療に関する研修、訓練を実施すること。	○	R7. 11. 25実施
災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	○	
(2) 災害拠点精神科病院として必要な施設		
病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けること。	○	
診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。	○	
災害時に主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するための自家発電機等を保有し、三日分程度の燃料を確保すること。	○	最大七日間程度の燃料を確保
適切な容量の受水槽の保有等により災害時の診療に必要な水を確保すること。	○	地下水のため使用可能
広域搬送等のための一時的避難所を確保すること。	○	50人程度を収容できる場所を確保
(3) 災害拠点精神科病院として必要な設備		
衛星携帯電話の保有及び衛星回線インターネットが利用できる環境	○	
広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の端末	○	
被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等	○	
トリアージ・タッグ	○	
三日分程度の食料、飲料水、医薬品	○	三日分の飲料水と食料を備蓄

※「災害拠点精神科病院の整備について」（令和元年6月20日付け医政発0620第8号厚生労働省医政局長・障発0620第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による。